食安輸発0424第4号 平成26年4月24日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課 輸入食品安全対策室長 (公 印 省 略)

「平成26年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について (タイ産セロリ及び台湾産ポンカンのジフェノコナゾール並びに米国産ルタバガの ビフェントリン)

「平成26年度輸入食品等モニタリング計画」については、平成26年3月28日付け 食安輸発0328第10号(最終改正:平成26年4月22日付け食安輸発0422第1号)に基 づき実施しているところです。

本日、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の一部が改正されたことから、同通知の別表第2及び別表第3からタイ産セロリのジフェノコナゾールの項、台湾産ポンカンのジフェノコナゾールの項及び米国産ルタバガのビフェントリンの項を削除するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしくお願いします。